

## 3. 上位関連計画

## 3-1 第二次霧島市総合計画（基本構想・前期基本計画）

策定年月	平成30年（2018年）3月		
目標年次	令和9年（2027年）度		
基本構想	<p>◇基本理念「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」</p> <p>◇将来像「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう多機能都市」</p> <p>◇政策目標</p> <p>政策1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり</p> <p>政策2 みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり</p> <p>政策3 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり</p> <p>政策4 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり</p> <p>政策5 市民とつくる協働と連携のまちづくり</p> <p>政策6 信頼される行政経営によるまちづくり</p> <p>◇目標人口 令和9年（2027年）度 127,000人</p>		
土地利用・都市施設整備に関する施策	政策1	地域経済を支える商工業の振興	・創業しやすい環境整備 ・地域特性を生かした商圏の充実
		強みを生かした企業誘致と雇用の促進	・企業誘致の推進
		活力ある農・林・水産業の振興	・生産基盤の整備 ・農山漁村の振興
		地域特性を生かした観光の推進	・国内外の観光客の誘致 ・観光素材の創出と活用 ・利便性の高い観光地づくりの推進
		持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	・総合的な公共交通の連携の強化 ・バス交通の利便性向上と効率的運行
	政策2	人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	・自然環境の保全 ・大気・音環境の保全 ・水環境の保全 ・生物多様性の保全
		快適生活の基盤づくりの推進	・良質な住環境の整備 ・道路ネットワークの構築と道路施設の維持 ・安全で良質な水の安定供給
		地域特性に応じた魅力ある空間の形成	・地域にあった土地利用の規制・誘導 ・公園・広場等の整備と適切な維持管理 ・良好な景観の形成 ・空き家対策の推進
		危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	・災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進 ・火災の予防及び救急・救助体制の充実
		市民生活の安全性の向上	・交通安全対策の推進 ・防犯対策の推進
	政策3	健康づくりの推進と医療体制の充実	・安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備
		住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	・高齢者の居住の安定の確保
	政策4	多様な学びを支援する社会教育の充実	・ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用
		スポーツを楽しむ環境づくりの推進	・スポーツ施設の整備
政策5	活力ある地域づくりの推進	・中山間地域の活動支援	
政策6	持続可能な財政運営の推進	・市有財産の適切な管理と利活用	

## 3-2 霧島市地域公共交通網形成計画

策定年月	平成28年(2016年)3月
計画期間	平成28年(2016年)度から令和元年(2019年)度までの4年間
基本方針	<p>霧島市が目指す“暮らしやすい・訪れたいまちづくり”に向け、高齢者や子育て世代、学生等の交通弱者にやさしい交通環境の実現と次世代に継承できる交通まちづくりを前提に、多くの人をまちに呼び込み、</p> <p>“誰もが分かりやすく、安心して外出(移動)できる”地域公共交通網の形成を目指す。</p>
計画目標	<p>①暮らしやすいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進</p> <p>②訪れたいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による国内外の観光客の観光周遊の促進</p> <p>③限られた資源・予算で最大限の効果を上げる、効率的・効果的な地域公共交通の運行</p> <p>④地域公共交通の持続的な運行のため、利用促進と需要創出に地域全体で取り組むことで、地域公共交通を「創り上げ、守り、育てる」気運の醸成を図る</p>
事業	<p>≪地域公共交通のサービス見直し≫</p> <p>①ふれあいバスのサービス見直し</p> <p>②路線バスのサービス見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる運行事業者の営業区域の枠を超えた新たなバス路線の共同運行(実証運行)</li> <li>・「国分駅」及び新たな霧島市の玄関口となる「隼人駅」を拠点としたバスネットワークの効果的な見直し</li> <li>・丸尾バス停を拠点とした観光客の観光回遊を促進する周遊バスサービスの導入</li> <li>・霧島市の拠点の1つであり鹿児島県の玄関口でもある「鹿児島空港」を拠点とした公共交通情報の発信強化</li> <li>・公共交通全体の利便性向上に向けた乗り継ぎ利便性の向上</li> </ul> <p>③市内主要JR駅のバリアフリー化</p> <p>④公共交通不便地域におけるコミュニティバスの実証運行</p> <p>≪地域公共交通の利用促進≫</p> <p>①公共交通啓発チラシや広報誌等の活用、地域公共交通の利用実態報告の検証</p> <p>②公共交通マップの作成</p> <p>③交通結節点となるバス停の新設や改善など</p> <p>④住民座談会等を通じた直接的コミュニケーションによる利用促進活動の実施</p> <p>⑤公共交通に関する総合的な情報発信・PR強化</p> <p>⑥モビリティ・マネジメント・プログラムの実施</p> <p>⑦ICTを活用した効率的な公共交通情報の提供の検討・実施</p> <p>⑧他機関との連携</p>

## 3-3 霧島市公共施設管理計画

策定年月	平成27年(2015年)3月	
対象期間	平成27年(2015年)度からの40年間(5年ごとの見直し)	
都市施設に関わる基本方針	<公共施設>	
	①地区の特性に応じた取組の推進	○地区の将来像を見据えた公共建築物の役割の明確化及び計画の策定 ○市民・有識者等の参画による計画の推進
	②ニーズの変化に対応した適切なサービスの提供	○ニーズの把握 ○効果的な手法の検討・実施 ○見直しに伴う市民への影響の把握・対応
	③維持管理や更新コストの縮減	○施設保有量の見直し・適正化(総量縮減) ○施設の維持補修に係る方針の見直し(長寿命化の推進) ○施設運営の見直し(財源確保) ○ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討(維持管理業務効率化)
	④市民との協働・民間活力の活用	○市民団体、地域住民との協働 ○受益者負担の適正化 ○民間活力の活用 ○民間施設の活用 ○民間サービスの誘致 ○財源確保のための取組 ○発注方法や長期包括契約など契約上の工夫の整理
	⑤総合的な取組の推進	○推進体制の強化 ○庁内連携の強化
	<土木・インフラ施設>	
	①長寿命化等の推進	○適切な点検・診断等による健全なインフラの維持 ○財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方の導入によるライフサイクルコストの縮減・平準化
	②市民との協働・民間活力の活用	○市民との協働によるインフラの安全性の確保及び快適な環境の創出 ○民間のノウハウ等の活用
	③維持管理手法の見直し	○維持管理に係る情報の蓄積・共有化・見える化 ○新技術等導入等による維持管理業務の効率化 ○使用料金の適正化による財源確保
④適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討	○将来の地域づくりの方向性を踏まえた管理のあり方に係る検討 ○代替施設によるサービス提供に係る検討	

公共建築物  
(取組推進  
に当たり留  
意すべきこ  
と)

《市街地》

- 一定の範囲内に多くの施設が立地する市街地では、施設が保有する機能に着目した見直しを重点的に進め、施設の廃止や複合化・多機能化等を推進し、施設の総量縮減を図ります。特に総量の多い公営住宅の廃止・除却を推進します。
- 積極的に民間活力の導入を図ることで財源の確保を図っていきます。
- 施設の特性を踏まえ、幅広い世代、団体に開放することで、希薄化する市街地における地域コミュニティ活動の活性化を促すなど、地域づくりに資する取組を推進します。

《中山間地域》

- 人口減少・少子高齢化が進行する中山間地域では、地域実態や市民ニーズの変化に留意しつつ、施設が保有する機能に着目した見直しを進め、総量の縮減を進めます。
- 具体的には、地区の拠点となるエリア（以下、「地区の拠点」という。）を定め、地区が保有すべき機能を地区の拠点に集約化することで、地区全体の総量を縮減しながら最低限必要な公共建築物を保有し、サービスをできるかぎり維持していきます。

拠点の機能・役割イメージ

コミュニティの拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の住民、多様な組織（地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO法人等）、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図ることができる。</li> <li>・路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる。</li> </ul> <p>（例：庁舎等のエントランスをサロンとして地域住民に開放したり、空きスペースを図書館・学習室・多目的スペースとして活用することで子どもからお年寄りまでが、日常的に触れ合う場を創出する等）</p>
生活サービスの拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーマーケット等の買物施設、医療機関・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地し、自動車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。</li> </ul>
交通の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を自由に使えない高齢者等が、地区の拠点と周辺部を移動する手段を確保するとともに、市街地又は近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を担う。</li> </ul>

《相互連携の推進》

- 市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していくことを目指します。
- 必要に応じて移動手段を検討することなどにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役割分担などを推進していきます。
- 市民のニーズを的確に把握して提供するサービスを不断に見直すほか、全庁横断的な取組として柔軟に対応します。



<p>土木インフラ(取組推進に当たって留意すべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○一部の土木インフラについては、地区・地域によって整備状況が異なり、今後も必要な整備を計画的に推進していきますが、人口動態の推移、ニーズの変化、維持管理や更新に係るコスト負担の増大等を見据え、必要に応じて整備計画の見直しを行います。</li><li>○個々の土木インフラの維持管理等は、それぞれの所管課が、健全性の維持やライフサイクルコストの縮減等を目的として策定された長寿命化計画等に基づき推進していきますが、直面する課題等はそれぞれ共通する側面もあることから、本市の公共施設マネジメントの企画・調整を担当する事務局及び所管課等を中心にして、庁内横断的にその対応方策を検討していきます。なお、手法においては効率性を念頭に検討を行います。</li><li>○土木インフラの管理を効率的かつ適切に行うため、現状や課題、今後必要とされる取組等を分かりやすく伝え、更なる市民の理解や信頼の構築を図り、市民や地域、企業等との連携を強化していきます。</li></ul>
---------------------------------	--

## 3-4 霧島市景観計画

策定年月	平成24年(2012年)9月																					
景観形成の目標・基本方針	<p>目標 「大自然と人の営みがつくる 地域魅力の織りなす美しい霧島市」</p> <p>方針Ⅰ 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成</p> <p>方針Ⅱ 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成</p> <p>方針Ⅲ 豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成</p> <p>方針Ⅳ 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成</p> <p>方針Ⅴ 住民や地域が主体となった景観形成</p>																					
区分別方針	<p>&lt;景域&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>まちの景域 (市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。</li> <li>特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>里の景域 (彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>山の景域 (活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>平地の景域 (広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>錦江湾沿いの景域 (錦江湾の海辺に面するエリア)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>&lt;軸・ルート&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>河川景観軸 ・天降川沿川 ・霧島川沿川</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>鉄道ルート ・JR日豊本線 ・JR肥薩線</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>回遊ルート ・国道223号 ・県道国分霧島線</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>錦江湾沿いルート ・東九州自動車道 ・国道10号 ・国道220号</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>歴史の道ルート ・城山1号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮2号線 ・参宮1号線 ・神宮～内山田線</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。</li> </ul> </td> </tr> </table>		<p>まちの景域 (市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。</li> <li>特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。</li> </ul>	<p>里の景域 (彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。</li> </ul>	<p>山の景域 (活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。</li> </ul>	<p>平地の景域 (広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>	<p>錦江湾沿いの景域 (錦江湾の海辺に面するエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>	<p>河川景観軸 ・天降川沿川 ・霧島川沿川</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。</li> </ul>	<p>鉄道ルート ・JR日豊本線 ・JR肥薩線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。</li> </ul>	<p>回遊ルート ・国道223号 ・県道国分霧島線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>	<p>錦江湾沿いルート ・東九州自動車道 ・国道10号 ・国道220号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>	<p>歴史の道ルート ・城山1号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮2号線 ・参宮1号線 ・神宮～内山田線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。</li> </ul>
<p>まちの景域 (市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。</li> <li>特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>里の景域 (彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>山の景域 (活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>平地の景域 (広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>錦江湾沿いの景域 (錦江湾の海辺に面するエリア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>河川景観軸 ・天降川沿川 ・霧島川沿川</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。</li> </ul>																					
<p>鉄道ルート ・JR日豊本線 ・JR肥薩線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。</li> </ul>																					
<p>回遊ルート ・国道223号 ・県道国分霧島線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>錦江湾沿いルート ・東九州自動車道 ・国道10号 ・国道220号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>																					
<p>歴史の道ルート ・城山1号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮2号線 ・参宮1号線 ・神宮～内山田線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。</li> </ul>																					



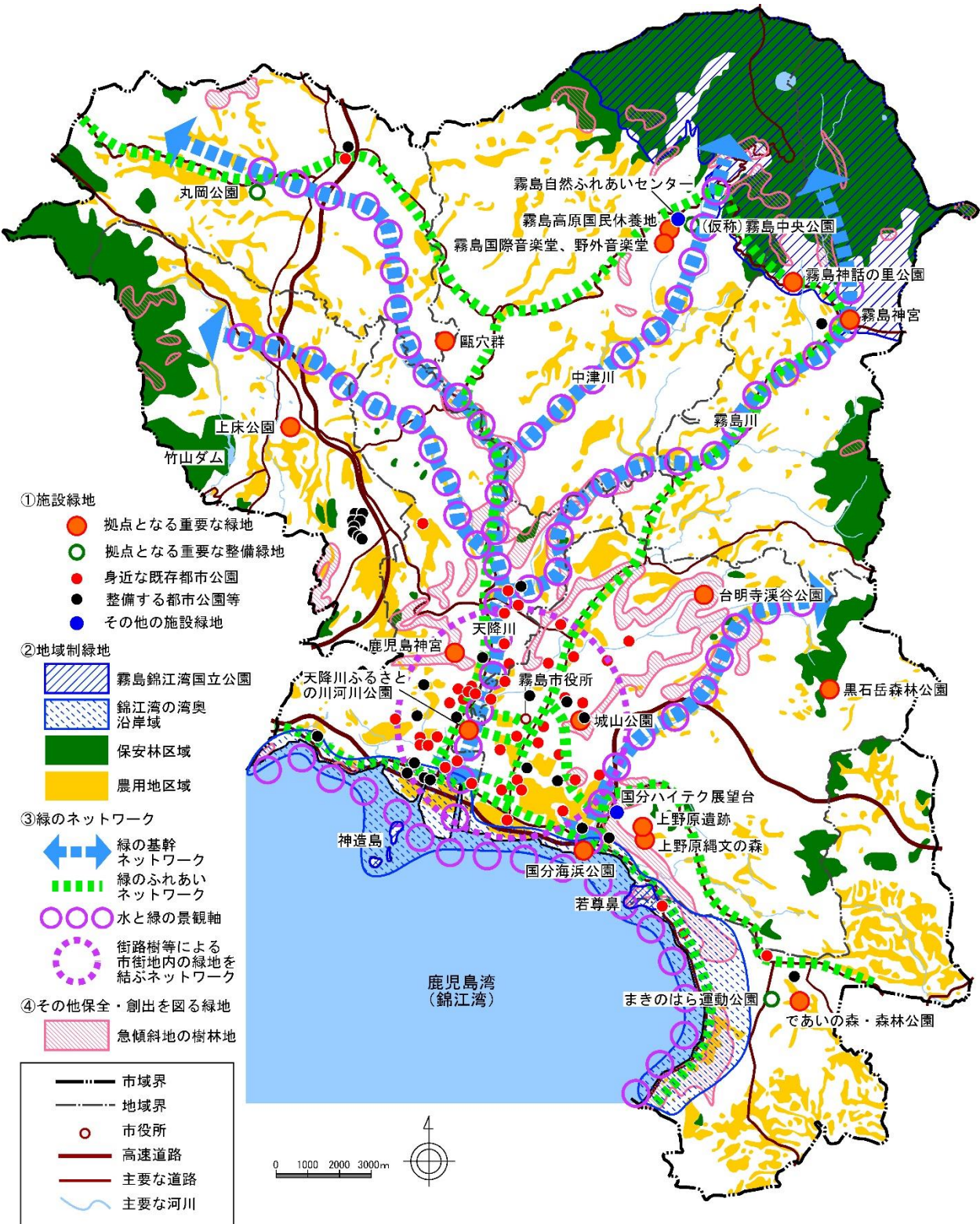
■ 景観分類図

資料：霧島市景観計画

## 3-5 霧島市緑の基本計画

策定年月	平成25年(2013年)3月	
目標年次	令和2年(2020年)度	
基本理念 将来像等	◇基本理念 きりしまの豊かな緑を活かした、連携と協働による緑のまちづくり ◇将来像 みんなでつくる四季を彩るみどり(花・水・緑)のまち きりしま ◇目標人口 令和2年(2020年)度 130,000人	
基本方針・施策	<b>基本方針</b>	<b>施策</b>
	1 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>霧島錦江湾国立公園の規制遵守</li> <li>保安林の保全と森林機能の持続的発揮</li> <li>生物多様性の確保</li> <li>自然海岸の保全と環境美化</li> </ul>
	2 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境の保全とふれあい空間の創出</li> </ul>
	3 市民・観光ニーズに対応した多彩なふれあいの緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市レクリエーション拠点の整備</li> <li>交通結節点や観光ルートの街路樹整備</li> <li>自然レクリエーション拠点の整備</li> <li>観光との連携</li> </ul>
	4 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な住区基幹公園の計画的整備</li> <li>既存公園の改善</li> <li>道路緑化の推進</li> <li>公共施設緑化の推進</li> <li>ヒートアイランド現象の緩和</li> <li>景観形成に資する緑地の形成</li> <li>農用地の保全</li> <li>身近な森林・樹林地の保全</li> </ul>
	5 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>斜面緑地の保全</li> <li>雨水の貯留機能の確保</li> <li>公園等の防災・防犯機能の強化</li> </ul>
	6 市民と企業と行政が協働で緑をまもり・つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑に関する情報の提供と意識高揚</li> <li>市民参加による緑づくり</li> <li>民有地の緑化促進</li> </ul>





■ 総合的な緑地の配置計画図

資料：霧島市緑の基本計画



## 3-6 霧島市空き家対策基本方針

策定年月	平成26年(2014年)3月																																				
基本理念	本市では空き家の現状が抱える諸問題に対して、安全性、衛生性、機能性、快適性の観点からの対策(時系列でみた段階的な対策)を講じていくこととし、「強制力をもったまちづくり」と「助成等による誘導方策」の両輪で対策を推進し、自発的な取組を促していく。																																				
空き家対策の骨格	<p style="text-align: center;"><b>周知啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家問題に対する市民や所有者等の認識と理解を高めるための取組</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>空き家の活用・抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策事業等の整備、普及啓発</li> <li>・空き家バンクなど、空き家の利活用が促進されるための仕組みづくり</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>危険空き家の規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れのある空き家の規制</li> <li>・助言、指導、勧告に加え、命令、公表、行政代執行などの強制的な規制手段を考慮した対策づくり</li> </ul>																																		
方針と対策メニュー	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">空き家対策メニュー</th> <th>具体的に取り組むもの</th> <th>計画的な推進を図るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">周知啓発</td> <td>①所有者への啓発</td> <td>・空き家適正管理のパンフレット・ポスター</td> <td>・空き家管理等基盤強化推進事業の活用</td> </tr> <tr> <td>②空き家の状況把握</td> <td></td> <td>・定期的な空き家情報の管理</td> </tr> <tr> <td>③啓発活動・見守り体制</td> <td></td> <td>・地域ワークショップの活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空き家の活用・抑制</td> <td>①モデル事業の普及啓発</td> <td></td> <td>・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)</td> </tr> <tr> <td>②情報発信システム</td> <td>・空き家バンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③流通促進システム</td> <td>・移住定住促進事業の利用促進</td> <td>・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険空き家の規制</td> <td>①規制手段の整備</td> <td>・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備</td> <td>・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)</td> </tr> <tr> <td>②条例化に基づく対応</td> <td>・空き家適正管理条例の制定</td> <td>・危険空き家撤去後の税の減免措置</td> </tr> <tr> <td>③規制の円滑化</td> <td>・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制</td> <td>・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)</td> </tr> </tbody> </table>			空き家対策メニュー		具体的に取り組むもの	計画的な推進を図るもの	周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用	空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)	②情報発信システム	・空き家バンク		③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援	危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)
空き家対策メニュー		具体的に取り組むもの	計画的な推進を図るもの																																		
周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用																																		
	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理																																		
	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用																																		
空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)																																		
	②情報発信システム	・空き家バンク																																			
	③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援																																		
危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)																																		
	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置																																		
	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)																																		

## 3-7 霧島市空家等対策計画

策定年月	平成29年(2017年)3月
計画期間	5年間：平成29年(2017年)～令和3年(2021年)
空き家等の調査	・空き家実態調査のフォローアップ、新たな空き家等の情報収集
所有者等による空き家等の適切な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任と負担による空き家等の適切な管理、放置した場合の処置等に関する情報提供</li> <li>・周辺に悪影響を及ぼしている空き家等の所有者の特定、適切な管理等の促進</li> <li>・管理が困難な空き家等の所有者等に対し、専門業者に関する情報を提供</li> <li>・空き家等の適切な管理の重要性や管理不全の空き家等がもたらす周辺地域への諸問題については、法務局や司法書士会などと連携した適正管理の促進</li> </ul>
空き家等及び空き家等の跡地の活用の促進	<p>&lt;空き家等の活用の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「空き家バンク」、「空き店舗等ストックバンク」の周知</li> <li>・空き家の所有者等に対する空き家対策に係る費用への支援</li> </ul> <p>&lt;空き家等の跡地の活用の促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の適切な管理の促進、市場への流通促進のための情報提供、自治会等の地域団体による管理・活用の可能性について検討</li> </ul>

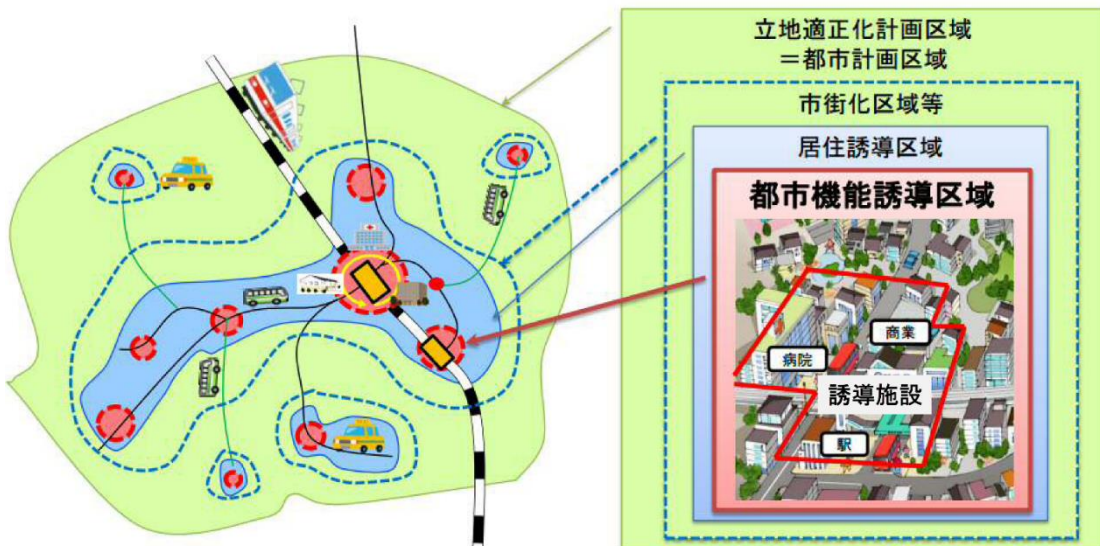
3-8 都市づくりに係る国の動向

●改正都市再生特別措置法（平成26年（2014年）8月）～立地適正化計画の制度化～

都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月）により、立地適正化計画が制度化されました。都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能<sup>※2</sup>の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして定めるものです。

立地適正化計画は都市計画区域<sup>※6</sup>を対象として策定するもので、目指すべき都市構造として、一定のエリアに生活サービス機能を維持・集積するとともに、その周辺や交通沿線等に居住を誘導し人口密度を維持することにより、人口減少の中でも生活サービスや地域コミュニティ<sup>※19</sup>を持続的に確保するものです（コンパクト・プラス・ネットワーク）。

- |                                  |                              |                                  |                               |
|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| ①都市機能誘導区域<br>生活サービスを維持集積するエリアを設定 | ②誘導施設<br>都市機能誘導区域内に誘導する施設を設定 | ③居住誘導区域<br>居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定 | ④具体的施策<br>各エリアに都市機能や居住を誘導する施策 |
|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|



■ 立地適正化計画の概要図

※19 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。